

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針の見直しについて

総合科学技術会議における検討を経て「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定された(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)。これを受けて、研究開発を実施又は推進する各府省において、その特性や研究開発の性格に応じて、この改正された大綱的指針に沿った評価を実施することが求められている。また、厚生労働省行政の在り方に関する懇談会においても、厚生労働科学費の在り方について指摘されており、これらも踏まえて、今後、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」について見直しを行う。

大綱的指針の改定の方向

1. 優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果の国民・社会への還元を迅速化する、的確で実効ある評価を実施すること
2. 研究者の研究開発への積極・果敢な取り組みを促し、また、過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施すること
3. 研究開発の国際水準の向上を目指し、国際競争力の強化や新たな世界的な知の創造などに資する成果の創出を促進するよう、国際的な視点から評価を実施すること

スケジュール

平成22年度の研究課題の事前評価から、新たな「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」による評価を導入することを目標とする。